

議案第4号

埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月6日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

本組合における個人情報保護制度について個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、審査会の所掌事項等を整理するため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「埼玉西部消防組合個人情報保護条例（平成25年条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第2条第1項中「情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関」を「情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第4条に規定する組合の機関」に改め、同条第1号中「個人情報保護条例第30条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第2号中「及び個人情報保護制度」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問事項

第2条第3項を削り、同条第4項中「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を「第1項第2号及び第3号に規定する事項」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「個人情報保護条例第30条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条第1項及び第2項」を「個人情報保護法第82条第1項及び第2項」に、「若しくは個人情報保護条例第25条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）」を「、個人情報保護法第93条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは個人情報保護法第101条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改め、

同条第3項中「若しくは訂正決定等」を「、訂正決定等若しくは利用停止決定等」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）附則第2条による廃止前の埼玉西部消防組合個人情報保護条例（平成25年条例第9号）の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。